

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問28（情）第13号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年10月25日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、県庁庁舎内の来庁者駐輪場の放置自転車に関する総務課が行った話合いの全ての文書並びにその会議にA職員が参加したこと及び発言、意見したことが分かる全ての文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年11月7日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年11月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人から意見を聞く時に、B氏は「話合いを行います。これからどうするかも含めて具体的に。」と意思表示し、回答した。A氏はB氏の上司であり、同席し、うなずいていた以上、文書は存在すると考える。
- (2) 職員が自らの発言に全く責任を感じておらず、無責任な対応が多いため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県庁構内の来庁者駐輪場における放置自転車は、広島県庁内取締規則（昭和32年広島県規則第16号。以下「規則」という。）及び放置自動車等処理要領（以下「要

領」という。)に基づき事務処理しているところであるが、その詳細な運用に関する内部検討協議については、総務局総務課(以下「総務課」という。)において行っている。

しかしながら、通常課内の内部検討協議は口頭で行っており、その記録等はおらず、審査請求人からの意見を踏まえた話合いについても口頭で協議しているのみであるため、本件請求の対象文書は存在しない。

- (2) 放置自転車に関する文書としては、放置自転車等に関する県民等からの意見等を記載した聞取票や、過去、規則や要領に基づき放置自転車等を処分した際の手続に関する文書が存在するが、これらは、本件請求の趣旨である「放置自転車に関する総務課が行った話合い」に該当するものではないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、県庁構内の来庁者駐輪場における放置自転車について、総務課が行った話合いに関する文書の開示を求めたものであり、開示請求書に添付した県庁舎配置図によって、来庁者駐輪場のうち、本館と南館をつなぐ通路東側の来庁者駐輪場(以下「本件駐輪場」という。)を特定していた。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象文書を作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

審査請求人がいう「話合い」(「会議」とも記載している。これに対して、実施機関は「内部検討協議」と説明している。)について、一般的に「話合い」とは、理解を深めたり、問題を解決したりするため話し合うことや、相互に意見を交換し何かを取り決めることを意味し、会議、協議、相談等、その呼称は様々であると考えられる。

また、本件駐輪場における放置自転車について総務課が行った「話合い」の実施時期については、本件請求の開示請求書において、話合いにA職員が参加したことが分かる文書が請求されていることから、少なくとも、A職員(A主査)が総務課に在籍していた期間(平成26年度から平成28年度まで)のうち、本件請求が行われた日までであると考えられるが、審査請求書の内容からすると、本件請求前に、実施機関の担当部署である総務課のB〇〇に対して、本件駐輪場の放置自転車について何らかの意見が申し出られたこと(以下「本件意見申し出」という。)がうかがえる。

当審査会から実施機関に対し、本件意見申し出の事実を確認するため、本件請求日以前に広島県に対して寄せられた来庁者駐輪場の放置自転車に関する意見について総務課のB〇〇が対応した記録の提出を求めたところ、複数の聞取票があることを確認した。これらの聞取票のうち平成28年6月2日の聞取票は、広島県庁に来庁して意見が申し出られたもので、B〇〇が「課内で検討させてもらう。」と回答した旨記載されていたことから、審査請求人が第3の2の(1)において主張する内容と合致すると考えられ、同日に本件意見申し出が行われたものと認められる。

よって、本件請求にいう「話合い」とは、本件駐輪場の放置自転車に関し、平成28年6月2日に本件意見申し出が行われた後、名称や形式を問わず総務課職員の間で話し合われたことを指すと解し、以下、本件請求の対象文書の存否及び本件処分の妥当

性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 放置自転車に関する事務及び文書の作成について

実施機関は、放置自転車に関する事務について、上記第4の(1)のとおり、規則及び要領に基づき事務処理を行っている旨説明する。

当審査会から実施機関に対し、来庁者駐輪場の放置自転車に関する事務の内容及び手順を確認したところ、日頃の管理事務は、実施機関が警備業務を委託している業者に行わせており、当該業務の一環として、放置自転車に警告文を貼付するなどしているが、放置自転車が増加して処分が必要であると実施機関が判断した場合には、要領に定める一定の手続を経た後に放置自転車の処分(廃棄)を行うということであった。

また、これらの事務に関して、名称や形式を問わず、総務課内で文書の作成を伴うような何らかの話合を行う可能性があるのは、現状の放置自転車に関する事務処理方法や来庁者駐輪場のあり方を改善しようとする場合であり、その場合は、話合いの「たたき台」となるような資料や、話合いの結果をまとめた改善方針が記載された文書を作成する可能性があるということであった。

(2) 本件意見申し出以降の話合いについて

当審査会から実施機関に対し、本件意見申し出以降、本件駐輪場の放置自転車に関して名称や形式を問わず総務課内で何らかの話合を行ったかどうかを確認したところ、B〇〇が直属の上司に本件意見申し出について口頭で報告するとともに、放置自転車対策に係る意見を交換し、本件駐輪場の現状と課題を共有したものの、具体的な結論に至るものではなかったことから、この話合いに関する文書を作成することはなかったということであった。

(3) 本件請求の対象文書の存否について

当審査会において要領を見分したところ、放置自転車の処分に至る手続が規定されており、また、日頃の管理事務は、警備業務を委託している業者が行っているということであるから、この事務そのものや来庁者駐輪場のあり方を改善しようとする場合でなければ、文書の作成を伴うような話合を総務課内で行うことはないという実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

また、当審査会において本件意見申し出に係る聞取票を見分し、本件意見申し出以降、実施機関においては、本件意見申し出に係る意見と本件駐輪場における課題を共有するにとどまっていること及び要領の内容は変更されていないことを確認した。

さらに、実施機関によると、平成29年3月に本件駐輪場の施錠方法を変更したということであったが、当該変更の検討が本件請求日以降に行われていることを確認した。

よって、本件意見申し出の後、本件請求が行われるまでの間に、放置自転車に関して、上記(2)で実施機関が説明する口頭での報告及び意見交換は行われたものの、当該報告及び意見交換に関して文書を作成する必要性は認められず、また、当該報告及び意見交換以外に、文書の作成を伴うような何らかの話合を総務課で行う必要性も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求の対象文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 1. 25	・ 諮問を受けた。
29. 7. 14 (平成 29 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 9 (平成 29 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授